

第48回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

計算書類の個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社ファミリー

計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cardealerfamily.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守（コンプライアンス）体制に係る規程を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。
- ② 総務担当取締役を法令遵守担当取締役として、総務部が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部が役職員を中心に社員教育等を行います。
- ③ 総務部及び監査役会と連携の上、法令遵守状況を監査し、定期的に取締役会に報告されるものとします。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守（コンプライアンス）、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとしますが、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務分掌並びに職務権限規程」等の社内規程により、取締役の責任を明確にいたします。
- ② 原則として、毎月1回以上の取締役会を開催し、経営計画に基づく月次・四半期業績管理を徹底し、迅速な意思決定と効率的な業務執行をいたします。
- ③ 当社に影響を及ぼす重要事項については、取締役会で決定いたします。

### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業倫理規程」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定しております。またその徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを総括することとし使用人の教育を行っております。

取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に総務部から状況報告を受けるものとしております。

当社は「内部通報規程」を制定し、社内においてコンプライアンス違反行為が行われている、または行われようとしていることに気がついたときは、使用人が直接情報提供を行う内部通報体制を構築しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は監査役職務の補助使用人は設置しておりませんが、必要に応じて補助使用人を置くことといたします。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助使用人の人事異動・人事評価等については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保いたします。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告します。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定するものとします。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役から職務の遂行に必要な費用の請求があった場合にはすみやかに支払うものといたします。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を開催することとしております。  
なお、監査役は、取締役会を含むすべての会議に出席できるものとします。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- ① 反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、断固として排除することを基本方針とします。
  - ② 総務部を中心に反社会的勢力に関する情報を管理するほか、警察・顧問弁護士等の専門機関と連携し情報収集を図っております。万が一、不当要求があった場合は、専門機関と連携し、組織全体ですみやかに対応する体制を整備しています。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務執行について

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。当事業年度においても14回開催し、重要な経営事項についての決定、月次業績及び各業務執行取締役が担当する職務執行状況の報告を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### (2) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査に関する重要事項の決議、報告、協議を行っております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役との定期的な意見交換を行うことで、取締役の職務執行について確認をしております。さらに内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち意見交換を行うことで、内部統制システムの整備及び運用状況を確認するとともに、監査の有効性及び効率性を高めております。

### (3) コンプライアンス体制について

当社は3ヶ月毎に全体会議を開催し、代表取締役社長が法令遵守（コンプライアンス）の精神を繰り返し取締役及び使用人に対して伝えることで法令遵守を図っております。

### (4) リスク管理体制について

各部門から潜在的なものを含めたリスク項目を抽出し、取締役会において代表取締役社長へ報告し対応を検討しております。また弁護士を含む外部のアドバイザーの意見を聴取し、監査法人との意見交換を行うなど、外部の専門家との連携により、経営判断を補強しております。

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② たな卸資産
- ・商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・部品及び用品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- ・リース資産以外の有形固定資産 定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 15～50年  
機械及び装置 8～17年  
賃貸不動産 15～50年
  - ・リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 無形固定資産
- ・ソフトウェア（自社利用分） 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
  - ・その他 定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 均等償却しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度は一般債権についての貸倒実績がなく、また、貸倒懸念債権等特定の債権については回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込相当額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税額等は、発生日の費用として処理しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し「4. 会計上の見積りに関する注記」を開示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 19,424千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,901,875千円
賃貸不動産	1,354,280千円
土地	3,276,324千円
投資有価証券	15,697千円
商品	33,833千円
計	6,582,010千円
上記に対する債務	
買掛金	37,216千円
短期借入金	1,700,000千円
長期借入金 (含1年内返済予定)	1,922,460千円
計	3,659,677千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,691,242千円

### 6. 損益計算書に関する注記

(1) 販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 92,540千円

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,320千円

販売費及び一般管理費 6,000千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,529,114株	一株	一株	6,529,114株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	924,938株	一株	一株	924,938株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2020年6月24日開催の第47回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 56,041千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月25日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年6月28日開催の第48回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 56,041千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月29日

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,278千円
未払事業所税	2,370千円
賞与引当金否認額	4,842千円
販売用不動産評価損否認額	309,609千円
一括償却資産償却限度超過額	2,473千円
役員退職慰労引当金否認額	6,071千円
資産除去債務否認額	1,283千円
投資有価証券評価損否認額	5,555千円
その他	11,829千円
繰延税金資産小計	354,312千円
評価性引当額	△325,749千円
繰延税金資産合計	28,563千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,833千円
建設協力金	△6,139千円
その他	△165千円
繰延税金負債合計	△9,138千円
繰延税金資産の純額	19,424千円



## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金は顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日であり、また、未払法人税等及び前受金のほとんどについては1年以内に決済される予定のものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引や設備投資に係る資金調達であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に基づき営業債権について各部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、債権の回収に努めております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、経理部において定期的に時価を把握しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（下記（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,856,495	1,856,495	—
(2) 売掛金	387,306	387,306	—
(3) 未収入金	184,472	184,472	—
(4) 投資有価証券	64,319	64,319	—
資産計	2,492,593	2,492,593	—
(1) 買掛金	417,539	417,539	—
(2) 短期借入金	1,700,000	1,700,000	—
(3) 未払金	184,861	184,861	—
(4) 未払法人税等	170,095	170,095	—
(5) 前受金	400,802	400,802	—
(6) 長期借入金（※）	1,922,460	1,892,469	△29,991
負債計	4,795,759	4,765,768	△29,991

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	26,674	41,922	15,248
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	27,501	22,396	△5,105
合計		54,176	64,319	10,143

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	52,465千円

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には記載しておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年内 (千円)	1年超5年内 (千円)	5年超10年内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,856,495	—	—	—
売掛金	387,306	—	—	—
未収入金	184,472	—	—	—
合計	2,428,274	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年内 (千円)	1年超2年内 (千円)	2年超3年内 (千円)	3年超4年内 (千円)	4年超5年内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,700,000	—	—	—	—	—
長期借入金(※)	392,830	391,164	280,558	204,138	117,290	536,480
合計	2,092,830	391,164	280,558	204,138	117,290	536,480

(※) 1年以内に返済予定のものを含んでおります。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、千葉市やその他の地域において、賃貸収入を得ることを目的として賃貸住宅や賃貸用のオフィスビル、ビジネスホテル(土地を含む)を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は137,823千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却損は1,027千円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
2,609,491千円	△61,164千円	2,548,326千円	2,248,382千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 期中増減額のうち、主な減少額は減価償却費(59,437千円)及び土地の売却による減少(1,727千円)であります。  
3. 期末時価は、主として路線価格、固定資産税評価額及び適正な帳簿価額に基づいて算定した金額であります。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容 内 又 職	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任 等	事業 上の 関係				
役員及び その近親者	湯浅茂弘	—	—	当社 代表取締役	被所有 直接 0.5	—	—	当社の仕入債務 に対する債務被 保証等	221,005	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の仕入債務に対して、代表取締役湯浅茂弘氏が個人として債務保証を行っております。なお、債務保証に関する代表取締役湯浅茂弘氏への保証料の支払いはありません。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,319円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円80銭    |

## 13. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の一環として行われる株式会社TSホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である取引、又は公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である取引をいいます。

### 1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社TSホールディングス	
(2) 所在地	千葉県千葉市中央区東千葉二丁目8番15号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 清水 貴志	
(4) 事業内容	会社の株式又は持ち分保有による当該会社の事業活動の支配管理	
(5) 資本金	100万円	
(6) 設立年月日	2021年2月1日	
(7) 大株主及び持株比率 (2021年5月11日現在)	清水 貴志（以下「清水氏」といいます。）	100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である清水氏は、当社株式を9,000株（所有割合（注）0.16%）所有しております。	
人的関係	当社の専務取締役である清水氏が、公開買付者の代表取締役を兼務しております。	

取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の専務取締役である清水氏が議決権の全部を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注)「所有割合」とは、当社が2021年5月11日に提出して「2021年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数(6,529,114株)から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(924,938株)を控除した株式数(5,604,176株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 2. 本公開買付の概要

### (1)買付け等を行う株券当の種類

普通株式

### (2)買付け等の期間

2021年5月12日(水曜日)から2021年6月22日(火曜日)まで(30営業日)

### (3)買付け等の価格

普通株式1株につき、金750円

### (4)買付け予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,604,176(株)	3,774,089(株)	—(株)
合計	5,604,176	3,774,089	—

### (5)公開買付開始公告日

2021年5月12日(水曜日)